

規制改革推進会議 地域活性化・人手不足対応ワーキング・グループ資料

阿賀野市農業委員会の農地法第36条等に関する取り組みと 地域計画の取り組みについて

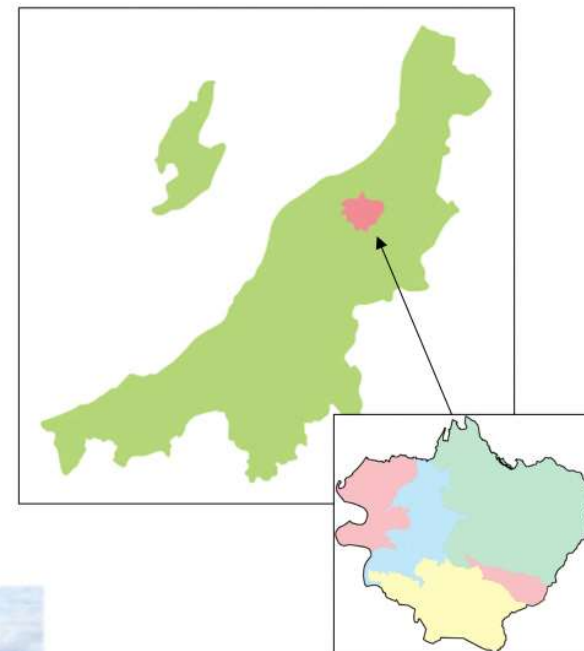
新潟県阿賀野市農業委員会
会長職務代理 笠原 尚美



あ が の し
阿賀野市
THE CITY OF AGANO

地勢

阿賀野市は、新潟平野のほぼ中央に位置します。南側に阿賀野川が流れ、東側に標高1,000メートル級の山々が連なる五頭連峰、それを背にして形成された扇状地には6,500ヘクタール余りの水田が広がります。JR羽越線や磐越自動車道、国道49号をはじめ3つの国道が市内を走り、新潟駅や新潟空港までは車で30分圏内と、県都新潟市への交通利便性が高い地域です。





あ が の し
阿賀野市

THE CITY OF AGANO



農地面積 約6730ヘクタール(うち、水田約6250ヘクタール)

一筆あたりの平均面積 約15アール
年間申請件数 約1万筆(新規・更新・移転を含む)
ほ場整備率県内最下位の30%未満
土地改良未整備農地(土側溝・用排兼用など)多数
令和6年度のあっせん申出数 100件超
年々大きくなる1件あたりの農地あっせん面積

ほ場整備が進まない中、
農地集約による経営の効率化が急務

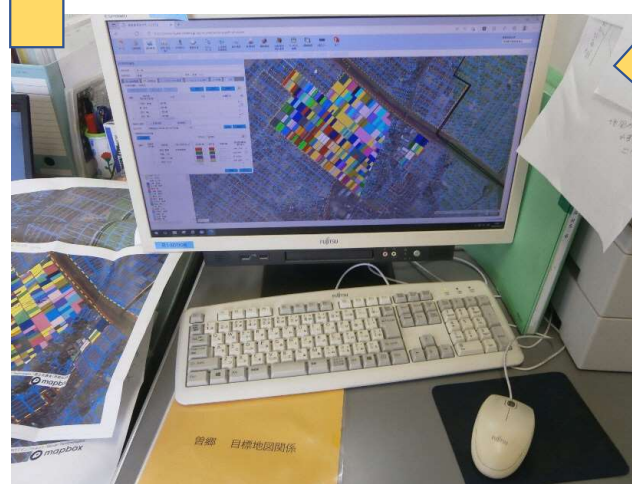
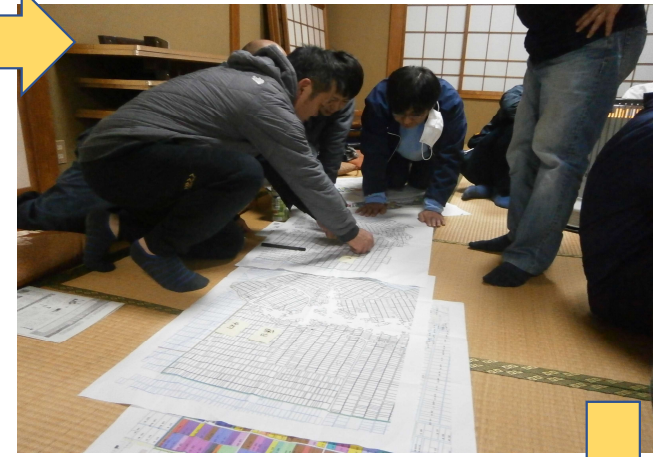
地域計画の取り組み

地域計画策定のための農業委員会の役割

- ・地域の話し合いの場への呼びかけと話し合いのコーディネート
- ・目標地図の作成

- 市内集落数 213
- 実施集落数 175
- 日程 R5. 7/30～R6. 12/5

- 内容
 - ・地域計画・地図の説明
 - ・農地バンクの説明
(集積計画から促進計画への制度変更)
 - ・方向性の確認
 - ・10年後誰が耕作するのか
 - ・集落内耕作者の状況
 - ・集落活動の維持継続 など



地域計画の実現に向けた取り組みのスキーム(変更・権利設定)

<地域計画の変更>

地域計画のブラッシュアップに向けて… 目標地図の更新(具体化)のための3つの促進計画活動

【協議の場】年1回開催

- ・地域計画単位に地域全体で協議
- ・HPや広報誌などであらかじめ日時等を周知

- ▶ 権利移動、耕作者の変更等を現況地図に反映・更新
- ▶ 地域計画(目標地図)変更原案の取りまとめ、案の作成
- ▶ 地域計画区域の追加、担い手の明確化等
- ▶ 地域計画実現に向けた農地利用、権利設定の合意形成

2

【担い手会】随時開催

- ・地域計画、ブロック単位で年間10回程度開催
- ・農業委員・最適化推進委員が中心になり担当
- ・農地農業相談会での受け手のいない農地の検討
- ・農業を継続していく者と農地集約に向けた調整

- ▶ 地域の諸課題について、定期的に話し合い
- ▶ 相談会での農地情報(貸借等)の把握、調整
- ▶ 集約化マッチングシートの作成
- ▶ ブロック内での新規就農、参入者情報の共有(調和要件)

+

農地利用の最適化の推進+権利設定

1

【区域会】年2~3回開催

- ・旧町村単位
- ・農業委員・最適化推進委員が中心になり担当
- ・担い手会構成員や関係者等が定期的に集合、広域的観点で集約の調整などを話し合う
- ・農地農業相談会(5のつく日は相談会へGO)

- ▶ 地域の諸課題について、定期的に話し合い
- ▶ 相談会を通じた農地情報(貸借・売買・転用等)の収集・把握、調整、意向確認、農地調整マッチングシートの作成(あっせん)
- ▶ 離農関連、広域にまたがる農地の対応協議
- ▶ 新規就農、新規参入の紹介(調和要件)

3

農地農業相談会 10月~12月 毎月開催

- ・貸し借りの更新手続きを中心に開催
- ・地域ごとに農業委員・最適化推進委員が中心になり担当
- ・関係者が定期的に集うプラットフォームとして活用

- ▶ 相談活動を通じた農地情報(貸借・売買・転用等)の収集・把握、調整、意向確認、マッチングシートの作成
- ▶ 離農・規模縮小相談・調整
- ▶ 新規就農、新規権利設定の相談・調整

農地農業相談会

契約更新・新規契約時の契約者支援と離農予定者への支援

- ・ 契約更新件数増加を見据え、農業委員・推進委員と担当事務局、農林課、土地改良区職員が相談会場に常駐し、契約更新や新規契約手続き、**離農相談、受け手が決まらない農地のマッチング受付などを実施**
- ・ マッチングに向けて、規模拡大希望者等で構成される**担い手会**を組織
受け手が決まらない農地を担い手会で検討・配分することで、受け手のいない農地の発生防止と規模拡大、集約を進めていく

相対での貸借  中間管理事業での貸借
地域計画に沿った貸借の開始

- ・ 更新を迎える耕作者・所有者が対象
令和7年度の対象者は約600人
(令和8年度は1000件を超える見込み)
- ・ 地区割を行い 1地区1日2コマ×5日/1か月
10月から1月まで毎月実施(総コマ数 約75コマ)
- ・ 相談会訪問者数は1000人超

対応は農業委員会事務局+委員5名/1コマ

**所有者・耕作者へ
目標地図検討のきっかけづくり**

取り組みの効果と問題点

1. 集落単位で説明したため土地持ち非農家の出席も多く、地域計画と制度変更への理解が深まる
2. 1により、利用集積計画から利用促進計画への切り替えについて周知し、大きな効果があった
3. 農地農業相談会に委員や関係機関が常駐したことで、農地情報の収集や相談活動がスムーズ
4. これまで把握できなかった規模拡大意向の農業者を把握でき、担い手会につなぐことができた

一方で ……

- ・利用促進計画の手続きにかかる期間が2倍以上になり、事務量増大による事務局職員の残業常態化
(疲弊は極限に……)
- ・農地バンクの手続きが倍増し、他の業務が滞る事態に
- ・バンク法で定められていることと現実とのギャップ

農地法第36条 利用状況調査(農地パトロール)と利用意向調査の状況

農地パトロール(利用状況調査)

- ・令和7年6月27日 令和7年度農地パトロール推進会議
 - 阿賀野市農業委員会農地パトロール実施要領の確認
 - 農地利用状況調査候補地の抽出
- ・令和7年7月15日 市広報に掲載
 - 8月農地パトロール月間の周知（市民）
「不適切な農地の情報提供のお願い」
- ・令和7年8月21日、22日 農地パトロール(現地確認)
 - 現地利用状況の確認
- ・令和7年9月30日 報告・検討会
 - 検討結果のまとめ、利用意向調査の準備
- ・令和7年10月27日 利用意向調査の発送
 - 回答期限11月27日

■利用意向調査の意向表明の現地確認
意向表明後6ヶ月を経過後、次年度の農地パトロールで現地確認を行っている。

■現地確認を行った結果、意向どおりになっていなかった場合は、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告することとなっていますが、農業委員会は勧告を行う所有者と機構との協議が円滑に行われるよう事前に機構に対して、勧告に至る経緯や遊休農地の状態、借受希望者の有無等について事前協議で十分協議を実施したが、現状耕作者がいないなどの理由から勧告へは至らなかった。

毎年同じ農地をパトロールし、意向調査を実施

⇒ 形骸化しているのが実情

農地法第36条 利用状況調査(農地パトロール)と利用意向調査の状況

利用意向調査の結果(R5～R7 年間筆数) (阿賀野市農地 81,129筆)

	R7	R6	R5
自ら耕作再開	3筆	5筆	8筆
農地中間管理事業を利用	0筆	0筆	0筆
自ら他者への所有権移転 又は賃貸借の設定を行う	6筆	4筆	4筆
その他	6筆	7筆	8筆
小計	15筆	16筆	20筆
連絡が取れない	5筆	6筆	9筆
合計	20筆	22筆	29筆

・「自ら耕作再開」は、R5が3筆解消、R6は、2筆が「自ら他者への所有権移転又は賃貸借の設定を行う」に変更し、機構型圃場整備エリアのため、R8に賃貸借の設定を行う予定。

・「農地中間管理事業を利用」が0筆については、中間管理機構に報告し協議しても、次の耕作者が見付かるわけではない。遊休農地の対象からは2年間外れるが、その後再度、遊休農地の対象となることから、他を選択し0筆となっている。農地中間管理事業に反対していることではない。

・その他の回答は、農地として一定の管理をする。草刈り等を行い周りの農地に迷惑をかけないようにする等。

・令和5年に農業委員から遊休農地を調査するのでなく、発生防止が重要であり遊休農地になる前に次の耕作者等の対応すべき、との意見があり、田植え作業や稲刈り作業が遅れている農地の見回りを行っている。
合計筆数の減少は、遊休農地の発生防止に取り組んだ結果である。

遊休化させないための取り組み

- 戻せる農地を戻せるうちに、戻して耕作してくれる農業者につなげ、
「使える農地」にしていくことが重要